

那 霸 市 公 報

第 1 4 5 3 号
 毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行
 発 行 所
 那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
 那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

市道路線の認定について (道路管理室)	915
市道路線の区域決定及び供用開始等について (道路管理室)	918
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	923
個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課)	923
国場川と市道との兼用工作物管理協定の締結について (道路管理室)	923
国場川と市道との兼用工作物管理協定の締結について (道路管理室)	924
国場川と市道との兼用工作物管理協定の締結について (道路管理室)	925

公 告

「那覇市高齢者外出支援サービス事業」委託契約に係る一般競争入札の実施 について (チャージんじゅう課)	926
平成 19 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について (管財課)	927

上下水道局告示

那覇市排水設備指定工事店の異動について	930
---------------------------	-----

上下水道局公告

水道管緊急修繕工事及び保安業務を行える者の募集について (公告)	931
--	-----

病院管理規程

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程・・・935

教育委員会規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則・・・・・・・・・・937

監査委員訓令

那覇市監査委員事務局人事評価規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・940

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・941

正 誤

那覇市公報第 1343 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・・・942

那覇市公報第 1401 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・・・942

那覇市公報第 1433 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・・・942

告 示

那霸市告示第129号

平成19年2月20日

掲 示 済

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

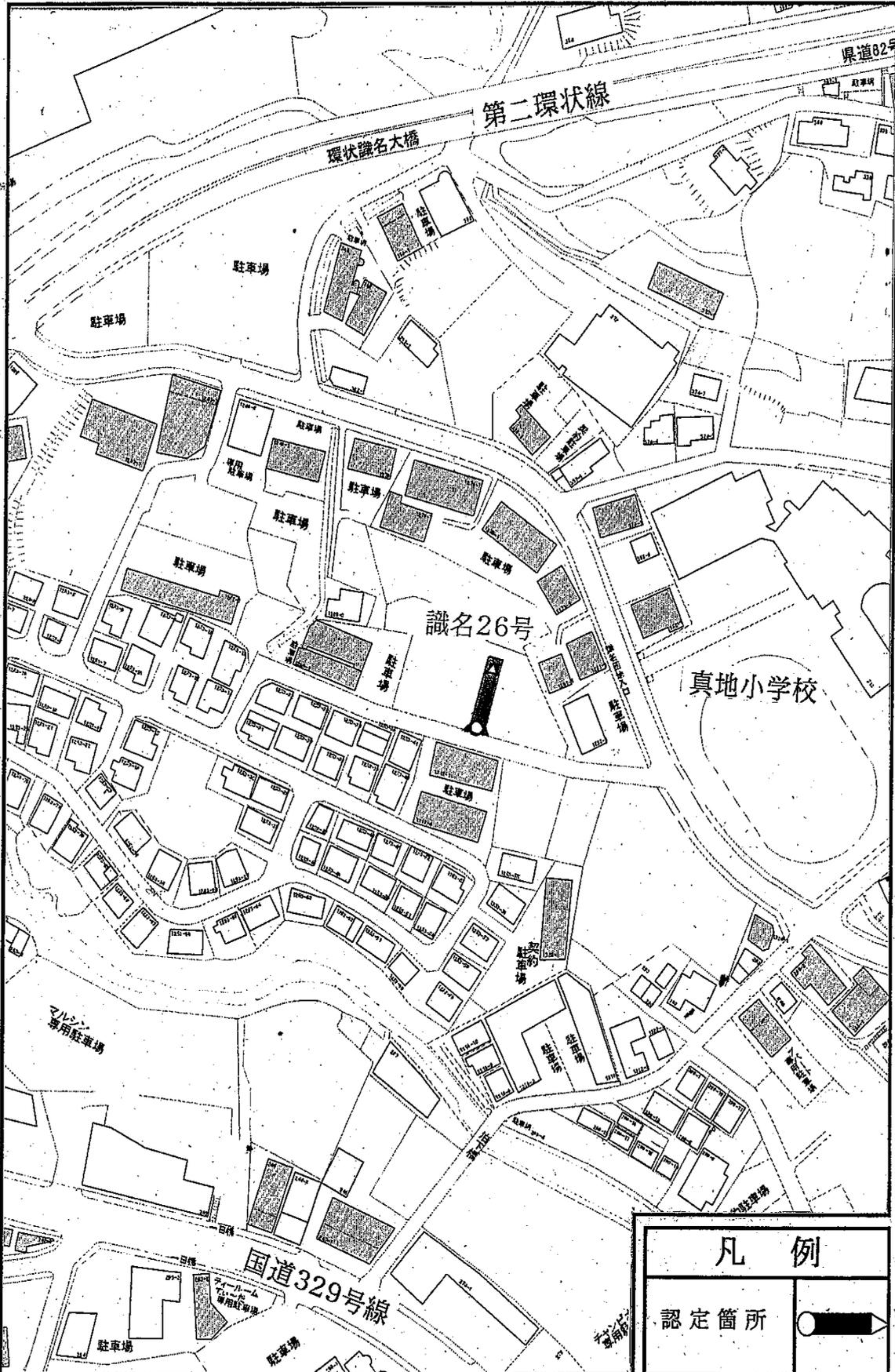
その関係図面は、告示の日から2週間那霸市建設管理部都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那霸市長 翁 長 雄 志

認定する路線

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2054	識名26号	字識名1280番1 字識名1280番1	
2055	大道9号	字大道93番 字大道94番6	

市道路線の認定位置図



那覇市告示第130号

平成19年2月20日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始等について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、市道路線を次のとおり区域決定及び供用開始、区域変更並びに供用廃止をする。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
2054	識名26号	字識名1280番1～ 字識名1280番1	30.6	4.0	
2055	大道9号	字大道93番～ 字大道94番6	40.8	6.0	

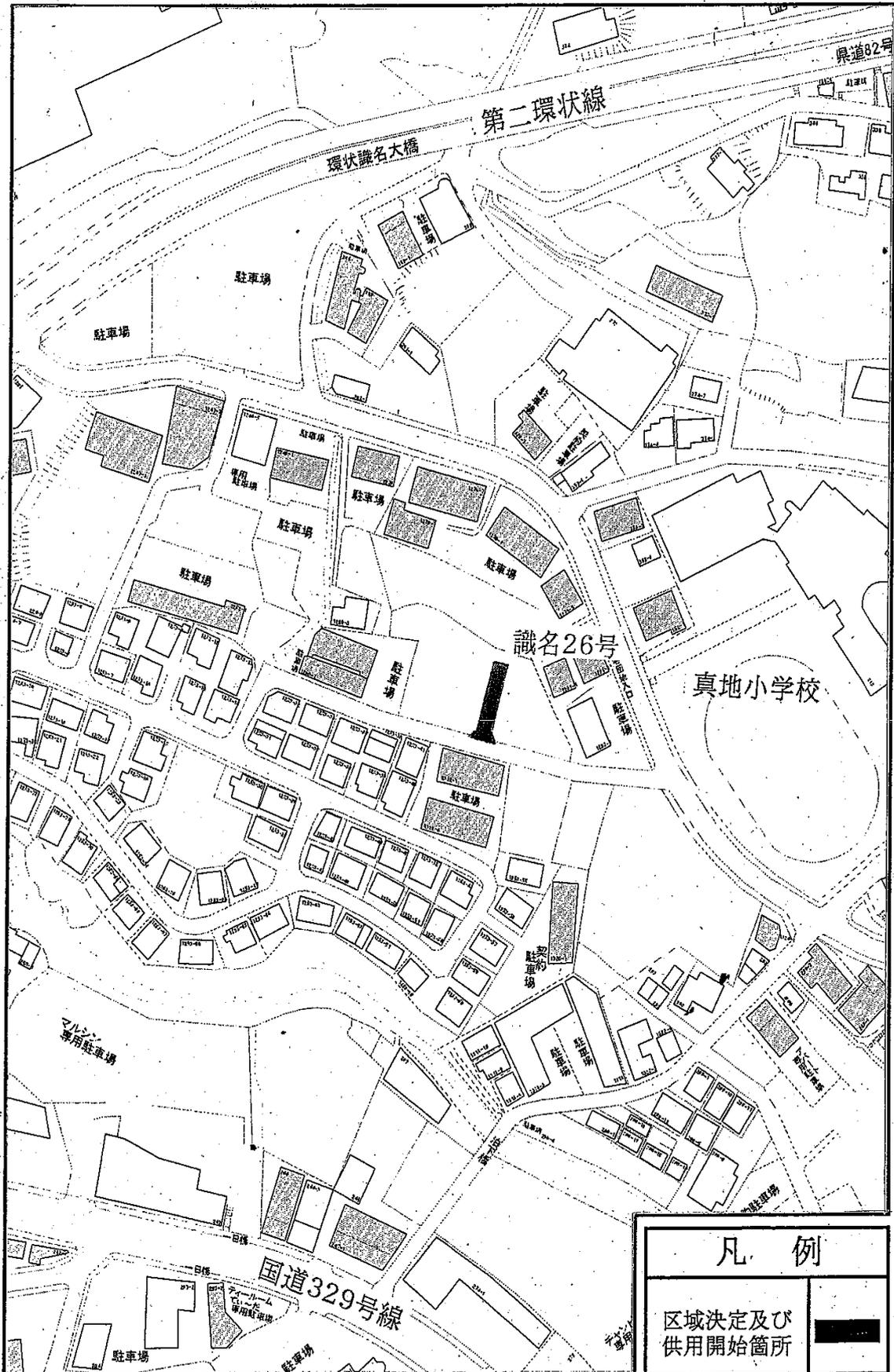
区域変更する路線

整理番号	路線名	新旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1543	大道安里中央線	新	字大道94番21～ 字大道94番21	10.0	6.1～ 6.6	市道大道9号 へ区域編入。
		旧	字大道94番21～ 字大道94番21	10.0	6.1～ 16.7	

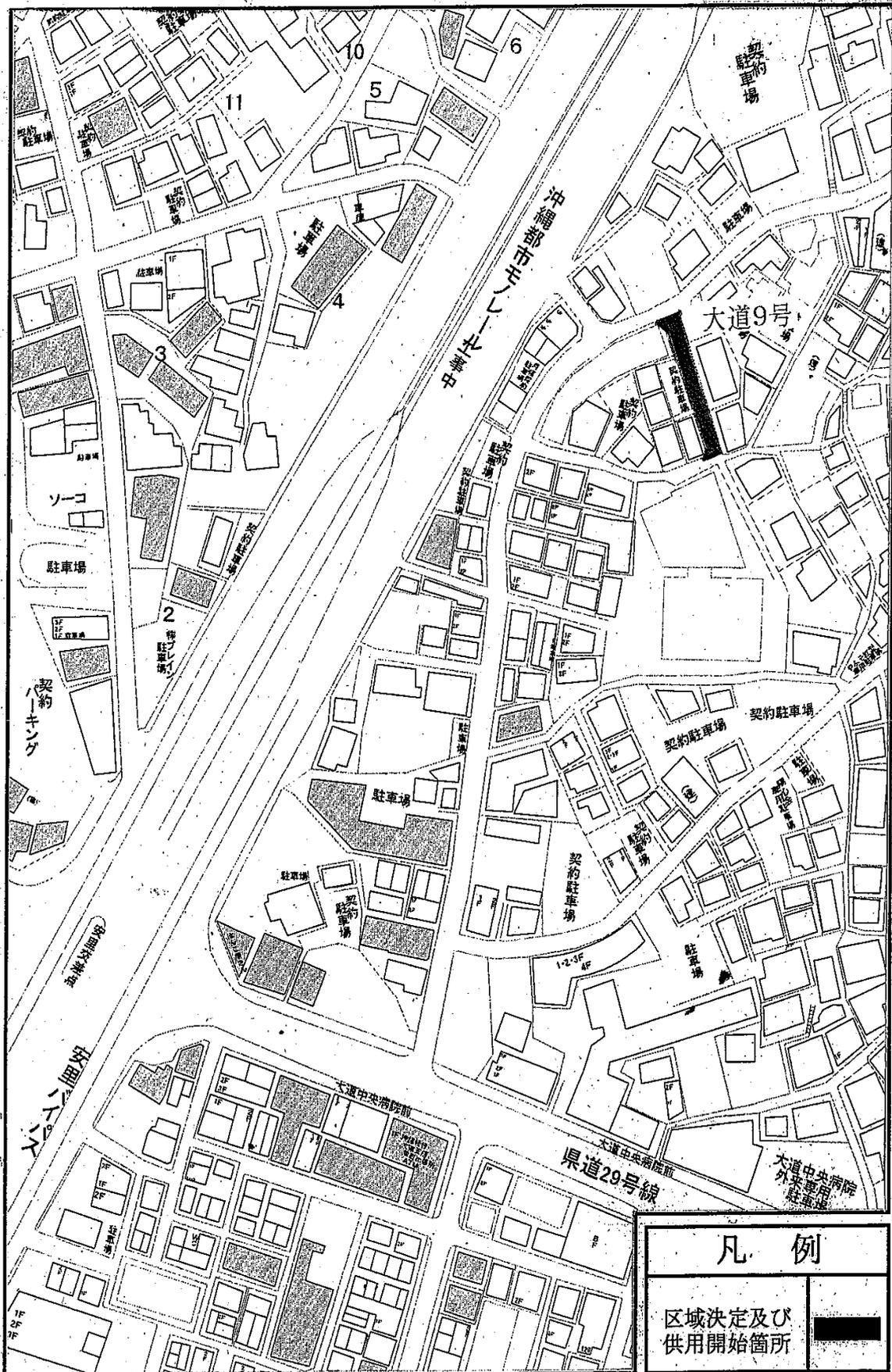
供用を廃止する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	備 考
628	西5号	西2丁目23番3 西2丁目23番2	

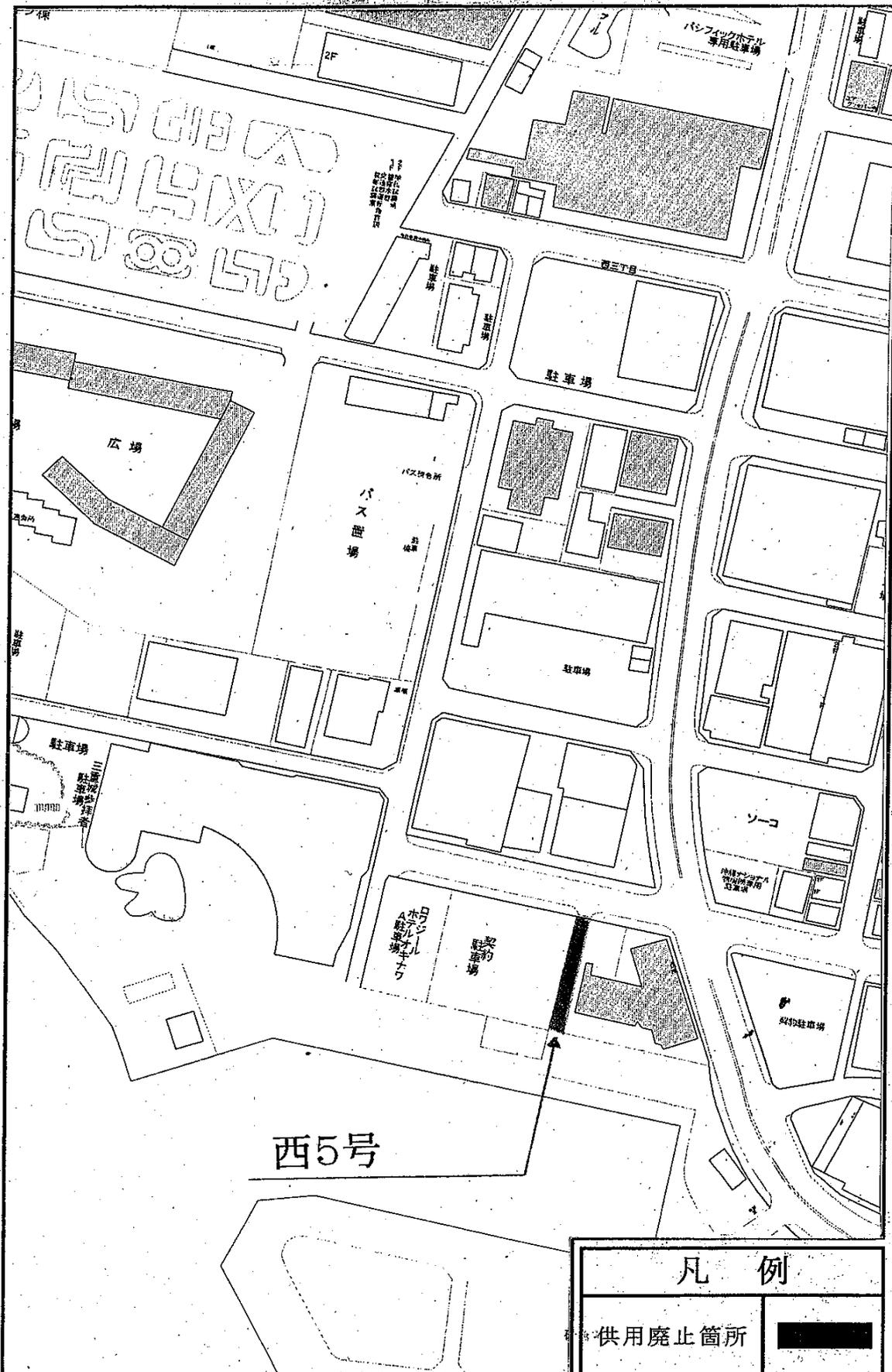
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



市道路線の区域決定及び供用開始位置図



市道路線の供用廃止位置図



那覇市告示第131号
平成19年2月21日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第132号
平成19年2月22日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第133号
平成19年2月23日
掲 示 済

国場川と市道との兼用工作物管理協定の締結について

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による協議が成立したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、那覇市建設管理部都市施設管理センタ - (道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類及び路線名
市道 国場32号
- 2 道路の位置
那覇市字国場前原225番1地先から字国場前原225番16地先まで
- 3 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名 河川管理者 沖縄県知事 仲井眞 弘多
住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
(1) 道路専用施設〔路面(路盤までの部分を含む。)路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。〕以外の部分の改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面の維持
(3) 原則として(1)に係る部分の災害復旧
- 5 管理の期間
平成8年11月19日から道路が存続する日まで

那覇市告示第134号
平成19年2月23日
掲 示 済

国場川と市道との兼用工作物管理協定の締結について

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による協議が成立したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、那覇市建設管理部都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類及び路線名
市道 国場32号
- 2 道路の位置
那覇市字国場前原225番16地先から字国場前原308番3地先まで
- 3 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名 河川管理者 沖縄県知事 仲井眞 弘多
住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
(1) 道路専用施設〔路面(路盤までの部分を含む。)路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。〕以外の部分の改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面の維持
- (3) 原則として(1)に係る部分の災害復旧
- 5 管理の期間
平成12年1月19日から道路が存続する日まで

那覇市告示第135号

平成19年2月23日

掲 示 済

国場川と市道との兼用工作物管理協定の締結について

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による協議が成立したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、那覇市建設管理部都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類及び路線名
市道 国場32号
- 2 道路の位置
那覇市字国場前原308番3地先から字国場前原307番1地先まで
- 3 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名 河川管理者 沖縄県知事 仲井眞 弘多
住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
 - (1) 道路専用施設〔路面(路盤までの部分を含む。)路肩、道路の付属物その他もっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。〕以外の部分の改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面の維持
 - (3) 原則として(1)に係る部分の災害復旧
- 5 管理の期間
平成19年2月2日から道路が存続する日まで

公 告

那霸市公告第164号

平成19年2月28日

掲 示 済

「那霸市高齢者外出支援サービス事業」委託契約に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により委託契約を締結するので、那霸市契約規則第13条の規定に基づき、次のように公告する。

那霸市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

那霸市高齢者外出サービス事業委託契約

(事業概要)

市で決定した那霸市在住の一般交通機関を利用することが困難な65歳以上の方に対し、移送用車両(車イス、ストレッチャー対応可能車両)を用いて安全に通院等が行えるように支援を行う事業

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 那霸市内で同様な事業を営むための本支店又は営業所を営む者
- (3) 那霸市内で事業実績が1年以上あること
- (4) 法人市民税等を完納している者
- (5) 消費税を完納している者
- (6) 賃金不払い等社会的不正行為がない者
- (7) 業務執行において不正行為がない者
- (8) 経営及び信用の状況が良好である者
- (9) 営業に必要な許可又は認可を得ている者
- (10) ストレッチャー対応型車両1台、車イス対応型車両1台を含む計2台以上の移送用車両を保有している者

3 契約事項を示す場所

那霸市泉崎1丁目1番1号 健康福祉部 チャーがんじゅう課

4 「那霸市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領の配付及び申請書受付

(1) 配付・申請書受付期間

平成19年3月9日(金)から平成19年3月20日(火)

午前8時30分～午後5時15分

(2) 配付・申請書提出場所

那霸市泉崎1丁目1番1号

健康福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ(市役所本庁6階)

募集要領配付に関しては、下のお問い合わせ先のEメールアドレスにて「募集要領配付希望」とご請求されれば送信も行なっております。

(3) 要領の内容

提出書類の様式、事業概要、入札の注意事項等

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成19年3月26日(月)午前10時30分

(2) 場所 那覇市役所 本庁中庭 プレハブ庁舎2階

6 その他

(1) 郵送による入札は認めない

(2) 入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする

7 お問い合わせ先

那覇市健康福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

電話 098-862-9010(直通)

F A X 098-862-9648

Eメールアドレス 58041seik@neo.city.naha.okinawa.jp

那覇市公告第173号

平成19年3月8日

掲 示 済

平成19年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託の入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。

よって、地方自治法施行令167条の6及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名 平成19年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託

(2) 履 行 場 所 別紙1：清掃業務委託及び別紙2：警備業務委託の各施設

(3) 履 行 内 容 仕様書による

(4) 契約予定日 平成19年4月1日

(5) 履 行 期 間 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

清掃業務及び警備業務の制限付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要項第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 県内に本店があり、かつ、本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 従業員数(清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数)が5人以上であること。
- (10) 警備業務にあつては公安委員会認定の業者であること。
- (11) 清掃業務にあつては県知事登録業者であること。
- (12) その他市長が必要と認める条件

3 入札執行の日時及び場所

(1) 清掃業務委託

日 時 平成19年3月27日(火) 午前10時から

場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階職員研修所

(2) 警備業務委託

日 時 平成19年3月28日(水) 午前10時から

場 所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎3階職員研修所

4 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状(市様式)

5 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第12条第1項に基づき免除する。

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理班

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

別表1：清掃業務委託各施設

	施 設 名	担 当 課	ランク
1	那覇市立病院	市立病院管理課	A
2	那覇市公民館・図書館	中央公民館	A
3	那覇市役所本庁舎	管財課	A
4	新都心銘苅庁舎	管財課	A
5	那覇市民会館	文化振興課	A
6	公設市場	労働農水課	A
7	パレット市民劇場	文化振興課	B
8	真和志合同庁舎(旧真和志支所)	市民活動課	C
9	那覇市総合福祉センター	福祉政策課 (那覇市社会福祉協議会)	C
10	消防本部清掃	消防本部総務課	C
11	壺屋焼物博物館	壺屋焼物博物館	C
12	リサイクルプラザ施設清掃	環境センター	C
13	教育委員会庁舎	教育委員会総務課	C
14	那覇市北保健センター	健康推進課	C
15	小禄支所	市民課	C
16	首里支所	市民課	C
17	那覇市中心商店街にぎわい広場・なは商人塾	商工振興課	C
18	晶設計第一ビル	管財課	C

別表2：警備業務委託各施設

	件 名	担 当 課	ランク
1	那覇市中央公民館・図書館	中央図書館	A
2	那覇市立病院	市立病院 管理課	A
3	新都心銘苅庁舎	管財課	A
4	那覇市役所本庁舎	管財課	A
5	公設市場	労働農水課	B

(別表2つづく)

(別表2つづき)

6	壺屋焼物博物館	壺屋焼物博物館	B
7	玉陵・識名園	文化財課	B
8	那覇市学校給食センター (那覇・真和志・首里・小禄)	那覇市学校給食センター	B
9	那覇市教育委員会庁舎	教育委員会 総務課	B
10	那覇市民会館	文化振興課	B
11	漫湖公園外公園	公園管理室	C
12	首里支所	市民課	C
13	小禄支所	市民課	C
14	那覇市中心商店街にぎわい広場	商工振興課	C
15	福州園	公園管理室	C
16	環境センター	クリーン推進課	C
17	真嘉比古島区画整理関係仮安置所	区画整理課	C
18	那覇市都市計画部区画整理課庁舎	区画整理課	C
19	真和志合同庁舎(旧真和志支所)	市民活動課	C

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第31号
平成19年3月5日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

指定(登録)番号 第 196号
指定工事店名 有限会社 環設備工業
営業所所在地 那覇市壺川1丁目1番地15
代表者名 久保田 光明
指定の有効期間 平成17年4月 1日
平成22年3月31日
異動年月日 平成19年1月24日
異動事由 代表者の変更

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第16号
平成19年2月28日
掲 示 済

水道管緊急修繕工事及び保安業務を行える者の募集について(公告)

那覇市上下水道局では、平成19年度の水道管緊急修繕工事及び保安業務の施行希望業者を次のとおりに募集し、資格審査に合格した施行登録参加資格者による見積り合わせを行い、請負比率の最も低い価格を提示した業者及びその価格に同意した業者と単価契約を行い、水道管緊急修繕工事及び保安業務を行える者として登録します。

本業務に参加を希望する者は、局指定の「水道管緊急修繕工事及び保安業務の登録参加申込書」に必要書類を添付して提出してください。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松本 親

1 業務概要

(1) 業務名 水道管緊急修繕工事及び保安業務

(2) 履行場所 市内一円

(3) 契約期間 平成19年4月1日から平成20年3月31日

(4) 業務内容

- 1 送配水管等又は給水装置の布設、切回し、修繕又は撤去工事
- 2 給水装置の接続替工事
- 3 送配水管等又は給水装置に附随する弁、栓、きょう等の切回し、修繕又は撤去工事
- 4 鉛給水管取替工事
- 5 代用管布設替工事

- 6 漏水に伴う試掘工事
- 7 前各号の工事と一体で行う付帯工事又は調査及び作業
- 8 水道施設の保安業務

内容は次の各号とする。

緊急時における現場確認、バルブ操作、安全対策及び連絡処理に関すること

給水栓コマ及びパッキン取替工事

止水栓開閉業務

修繕受付等に関すること

簡易な修繕の処理について

調査(断水、漏水等)に関すること

漏水修繕工事等に備える待機業務

- 9 上記に掲げる工事及び業務は、原則として、1件当たり130万円以下の工事とする。

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年上下水道局規程第4号)第2条第1項に該当しないこと。
- (3) 那覇市上下水道局競争入札参加有資格者(水道施設工事)に登録されている市内業者であること。
- (4) 那覇市上下水道局指名競争入札参加者の指名基準及び選定に関する要項に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 那覇市上下水道局に登録されている経営事項審査の水道施設工事の総合評定値が700点以上で、本局の格付がBクラス以上であること。
- (6) 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者であること。
- (7) 本契約は緊急に対応しなければならない業務のため、水道の専門技術及び施工能力を有し、かつ次のいずれかに該当し実績があること。
平成16～18年度のいずれかに当局の「維持管理業務委託」の工事センターでの施工実績がある者。
過去3年度以内に上下水道局が発注した配水管工事及び鉛給水管取替工事の施工実績(上下水道局に届出のあるものは、下請の実績で可。)が2件以上あること。
- (8) 那覇市内に本社を有し、平日、土曜、日曜、祝祭日、夜間を問わず24時間体制で対応できる者。
- (9) 現場従業員7人以上有するもの(1班3人編成の2班体制とし、うち1人は那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第13条1項2号に規定する技能を有する者(実務経験年数が5年以上)とする。)
- (10) 契約に必要な資格者は次のとおりとする。

現場代理人、主任技術者(土木施工管理技士1・2級)、給水装置主任技術者、配管技能者2名

各資格者については、本案件公表時点で常用雇用していること。ただし、主任技術者に限り、本案件の申込時点で3ヶ月以上前から雇用関係にあること。

この業務の特殊性を考慮して、現場代理人、主任技術者の兼任を認める。

- (11) 保安業務(土曜、休日及び日曜日の午前9時から午後5時、夜間は午後5時から翌日午前9時)に、2人(内1人は前号(9)に規程する技能を有する者)に従事させる事ができる者。
- (12) 業務に必要な材料置き場、資材倉庫(いずれも那覇近郊)を有し、昼夜を問わず対応できる者
- (13) 賠償責任保険、車両保険、労災保険、法定外労災保険に加入している者。
- (14) 土木工事並びに配管工事に必要な自己所有(常時リース可)の工事用車両及び機械器具を有する者。

ダンプトラック	掘削機械	転圧機械
管切断機	水中ポンプ	穿孔機
保安設備	その他工事に必要な工具類	

- (15) 漏水修理工事等に備える待機業務を履行できること。

3 登録予定者数

若干

<参考> 工事の総額規模

平成17年度(4月から3月まで)における工事の施行実績は、1,760件で約2億4,000万円程度です。なお、この契約規模は参考値であり、この契約による発注高を保証するものではありません。

4 登録参加申請書類の提出

(1) 提出書類

本業務の入札参加を希望する者は、次の書類を提出して下さい。

- ア 水道管緊急修繕工事及び保安業務の登録参加申込書(局様式-1)
- イ 事業所等見取図(局様式-2 表面に事業所見取り図、裏面に材料置場、資材倉庫の見取り図)
- ウ 営業経歴書(局様式-3)
- エ 財務諸表(直近1年分)
- オ 登記簿謄本
- カ 印監証明書
- キ 法人事業所税完納証明書
- ク 市税完納証明書
- ケ 消費税完納証明書
- コ 労働保険料(労災・雇用)納付証明書
- サ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)納付証明書
- シ 資格要件(7)の工事实績(局様式-4)
- ス 資格要件(9)の現場従業員(局様式-5)
- セ 資格要件(10)の技術者名簿(局様式-6)
- ソ 資格要件(14)の自己所有(常時リース可)資機材状況(局様式-7)

提出部数は、各1部

オ～サまでの証明書等は、交付の日から3ヶ月以内の原本に限ります。

提出書類中の局様式については、本局HPからダウンロードを行うか、那覇市上下水道局上下水道部管理課補修係まで申し出て

ください。

那覇市上下水道局 上下水道部 管理課 補修係

電話 098-941-7805

(2) 提出書類の受付

ア 日 時 平成19年3月1日(木)~3月12日(月)(土日、祝祭日を除く)

(受付時間は午前9時~11時30分、午後1時~4時30分まで)

イ 場 所 那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道局 上下水道部 管理課 補修係

ウ 提出方法 提出書類等の内容を説明できる方の持参に限り、郵送又は電送による提出は、受付できません。

5 仕様書等の内容に関する質問の受付・回答に関する事項

質問受付期間 平成19年3月2日(金)9時から

平成19年3月7日(水)17時まで

質問受付方法 質問書(規程・様式等(*1)の番号3)を管理課にファックス(Fax098-941-7825)してください。

*1 規程・様式等は、那覇市上下水道局ホームページ

[契約情報](#) [制限付一般競争入](#) [規程・様式等](#)にあり

ます。

規程・様式等は、画面を下に移動すると確認できます。

(以下、 規程・様式等とある場合には、こちらからダウンロードしたものを使用して下さい)

質問がない場合には、ファックスは不要です。また、質問者の会社名等の記載も不要です。

回答日・方法 平成19年3月9日(金)17時15分までに回答書を那覇市上下水道局ホームページに掲載します。

那覇市上下水道局ホームページ [契約情報](#)

[制限付一般競争入札](#) 平成19年度 件名 水道管緊急修繕

工事及び保安業務 の[質問及び回答](#)

6 登録参加者の決定

参加希望申込者のうち、登録参加資格者として決定されなかった者については3月13日(火)までに連絡します。なお、登録参加資格者として決定を受けた者には、電話連絡等はいたしません。

7 関係書類の配布

登録参加資格者の決定を受けた者は、平成19年3月14日(水)までに登録申請書類を那覇市上下水道局管理課補修係で受領してください。指定された期日までに受領しない場合は、見積り合わせへの参加を辞退したものとみなします。

8 見積書提出場所

那覇市上下水道局管理課 補修係(那覇市上下水道庁舎A棟2階)
提出期限 平成19年3月19日(月)必着(午後4時まで)

9 見積あわせの実施日時・場所

- (1) 実施日時 平成19年3月20日(火) 午前10時00分
- (2) 実施場所 那覇市上下水道局庁舎A棟4階会議室

10 その他

- (1) 見積書の提出において、不正な行為があると認めるときは、見積り合わせを中止し、又は延期する場合がある。
- (2) 本契約の締結予定者が、平成19年4月1日以後に那覇市上下水道局競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、その他見積り合わせの参加条件を満たさなくなったときは、契約を締結しない場合がある。

病院管理規程

那覇市病院管理規程第1号
平成19年2月26日
公 布 済

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者
市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第5条 [略] 2 給料の額は、別表のとおりとする。 [表 別記]	(給料) 第5条 [略] 2 [略] [表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第5条の表]

区分	日額
[略]	
臨床検査技師	[略]
薬剤師	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第5条の表]

区分	日額	
[略]		
臨床検査技師	[略]	
視能訓練士	甲	8,340円
	乙	9,070円
	丙	9,370円
	丁	9,660円
薬剤師	[略]	
[略]		

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第3号

平成19年3月5日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

那覇市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(平成2年那覇市教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、若しくは臨時に代理させ、又は専決させることについて必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針及び基本計画を決定すること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (4) 教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。
- (5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事案について意見を申し出ること。
- (6) 予定価格3,000万円以上(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)の教育財産(行政財産に限る。)の取得を申し出ること。
- (7) 人事に関する一般方針を定めること。
- (8) 職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の任免、分限(心身の故障により休職する場合を除く。)及び懲戒に関すること。
- (9) 県費負担教職員の任免その他の進退について内申を行うこと。
- (10) 校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (11) 附属機関の委員を委嘱すること。
- (12) 附属機関に対して特に重要な諮問を行うこと。
- (13) 教科用図書採択に関すること。
- (14) 市立小学校及び中学校の通学区域を設定し、又はこれを変更すること。

- (15) 文化財の指定及び解除に関すること。
 - (16) 請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。
- (重要事項等の付議)

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、教育委員会の会議(以下「会議」という。)に付議しなければならない。

(臨時代理)

第4条 緊急やむを得ない事情により会議を招集する暇がないとき、又は会議を招集しても成立しないときは、教育長は、第2条の規定にかかわらず、緊急を要する事項について臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(専決)

第5条 教育長は、第2条に規定するもののうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 職員のうち課長(相当職を含む。)以上のものを除く職員の任免に関すること。
 - (2) 県費負担教職員のうち校長及び教頭を除く職員の任免その他の進退(分限及び懲戒を除く。)について内申すること。
- 2 教育長は、前項の規定により次に掲げる事項を専決したときは、これを次の会議に報告しなければならない。
- (1) 前項第1号に規定するもののうち、採用及び免職に係るもの。
 - (2) 前項第2号に規定するもののうち、任免(臨時職員及び非常勤職員の任免に係るものを除く。)に係るもの。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補助執行)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 別表第1に掲げる事務については、那覇市教育委員会局議規程(昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)に規定する局議及び教育委員会会議に付議するものとする。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">教育長の権限に属する事務 [略]</p>	<p>(補助執行)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 別表第1に掲げる事務については、那覇市教育委員会局議規程(昭和61年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)に規定する局議及び教育委員会の会議(以下「会議」という。)に付議するものとする。</p> <p>3~4 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>別表第2(第3条関係)</p> <p style="padding-left: 2em;">会議に付議する事務以外の事務 [略]</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正前の欄中の[別表第1 別記](以下「改正別表」という。)に対応する改正後の欄中の[別表第1 別記](以下「改正後別表」という。)については、当該改正別表の全部を当該改正後別表に改める。
- 3 別表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に係る罫線がある場合には、当該改正部分に係る罫線を当該改正後部分に係る罫線に改める。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

教育委員会会議に付議する事務

- (1) 幼稚園の教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 幼稚園教育の基本方針に関すること。
- (3) 幼稚園の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- (4) 幼稚園の予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について、市長に対して意見を申し出ること。
- (5) 幼稚園の組織及び定数についての基本方針を定めること。
- (6) 幼稚園の人事に関する一般方針を定めること。
- (7) 幼稚園の職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の任免、分限(心身の故障により休職する場合を除く。)及び懲戒に関すること。
- (8) 幼稚園の職員の研修についての一般方針を定めること。
- (9) 幼稚園に関する教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。
- (10) 幼稚園に関する重要事項の告示、指令、申請及び報告に関すること。
- (11) 幼稚園に関する施設整備の基本計画を定めること。
- (12) 幼稚園に関する請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

会議に付議する事務

- (1) 幼稚園の教育行政の運営に関する基本方針及び基本計画を決定すること。
- (2) 幼稚園の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 幼稚園の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (4) 幼稚園に関する教育委員会の規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。
- (5) 幼稚園の予算その他議会の議決を経るべき事案について意見を申し出ること。
- (6) 幼稚園の人事に関する一般方針を定めること。
- (7) 幼稚園の職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。)の任免、分限(心身の故障により休職する場合を除く。)及び懲戒に関すること。

- (8) 幼稚園の職員の研修についての一般方針を定めること。
(9) 幼稚園に関する請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。

備考

- 1 第7号に規定する職員の任免については、助役が専決することができるものとする。
- 2 前項の場合において、第3条第2項の規定は適用しないものとする。ただし、採用及び免職に係るものを専決したときは、これを次の会議に教育長をして報告させなければならない。

監査委員訓令

那覇市監査委員訓令第1号

平成19年3月5日

施 行 済

那覇市監査委員事務局人事評価規程を次のように定める。

那覇市代表監査委員 長嶺 紀雄

那覇市監査委員事務局人事評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づき、監査委員事務局の職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事評価の実施)

第2条 監査委員事務局職員の人事評価の実施については、代表監査委員が定めるもののほか、市長部局の職員の例による。

付 則

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 監査委員事務局人事評価制度の導入のための試行に関する規程(平成14年那覇市監査委員訓令第1号)は、廃止する。

那覇市監査委員訓令第2号

平成19年3月5日

施 行 済

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市代表監査委員 長嶺 紀雄

那覇市監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

那覇市監査委員事務局処務規程(1966年那覇市監査委員訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事務局職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 書記の職名は、<u>主幹、技幹及び主事</u>とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>主幹及び技幹は、局長の命を受け、所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(文書の取扱い)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局の文書の取扱いについては、<u>那覇市文書取扱規程(1965年那覇市訓令第3号)</u>の例による。</p>	<p>(事務局職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 書記の職名は、<u>副参事及び主事</u>とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>副参事は、局長の命を受け、所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(文書の取扱い)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、事務局の文書の取扱いについては、<u>市長部局の文書の取扱い</u>の例による。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

正 誤

那覇市公報第 1343 号の正誤

2002(平成14)年6月3日付け那覇市公報第1343号の那覇市告示第29号について、次のとおり訂正する。

ペ - ジ	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1 6 1	右下から20行目	2 3 4 4	2 0 5 8
	右下から18行目	2 3 4 5	2 0 5 9
	右下から16行目	2 3 4 6	2 0 6 0
	右下から14行目	2 3 4 7	2 0 6 1
	右下から12行目	2 3 4 8	2 0 6 2

那覇市公報第 1401 号の正誤

2004(平成16)年12月1日付け那覇市公報第1401号の那覇市告示第46号について、次のとおり訂正する。

ペ - ジ	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
6 2 1	上から14行目	2 3 6 1	2 0 6 4
	上から16行目	2 3 6 2	2 0 6 5
	上から18行目	2 3 6 3	2 0 6 3

那覇市公報第 1433 号の正誤

2006(平成18)年5月1日付け那覇市公報第1433号の那覇市告示第18号について、次のとおり訂正する。

ペ - ジ	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1 5 3	下から4行目	2 4 5 8	2 0 6 6
	下から2行目	7 3 1 0	2 0 6 7